

令和8年度人流データ導入及び分析業務 仕様書

1 業務の目的

当該業務は、観光庁の「観光入込客統計に関する共通基準 調査要領」（令和5年改訂版）（以下、「共通基準」という）により観光入込客数の把握が可能となったスマートフォンの位置情報による人流データを活用することで、三重県及び県内市町・DMO・観光協会（以下、「各市町等」という）を含む、県全体での客観的なデータに基づく観光施策の立案や効果的なプロモーションの実施につなげることを目的とする。

2 契約期間

契約日から令和9年3月29日（月）まで

3 業務内容

本業務は、すべて国内観光客に関するものとする。

【① 人流データの導入】

（1）内容

共通基準にて選択可能となったスマートフォンの位置情報による人流データを活用し、本県を訪れた観光客の性・年代、発地等の属性データや行動データ（来訪地、周遊、日帰り・宿泊）等が確認・分析できる人流データを導入する

（2）データ種別

当該業務で取り扱う人流データの種別（GPSもしくは基地局データ等）について提案書で示すこと。

（3）対象地点数（登録可能地点数）

県内約2,000地点程度

ただし、地点ではなくエリアでの登録などにより「地点」を利用しなくても「1業務の目的」を達成できる場合はこの限りではない。

（4）対象地点の登録・選定

対象地点は県と協議のうえ決定することとし、地点登録については、原則受託者が行うこととする。

（5）地点における人流データの更新

毎週（月曜日～日曜日）の地点データにおける人流データは遅くとも2週間後の日曜日までにはシステムに反映し、利用者がデータの確認、分析ができるようにすること。

例：令和8年4月6日（月）～4月12日（日）のデータの場合は4月26日（日）までに反映。

（6）閲覧データ対象期間

選定した地点データに関し、少なくとも2024年1月以降のデータは閲覧できるようにすること。

(7) 分析機能

- ・少なくとも、県、市町、地点別に分析できること。
- ・観光客の分析のメニューとして、少なくとも、「属性分析」、「発地分析」、「来訪地分析」、「周遊分析」、「日帰り・宿泊分析」を用意するとともに、「来訪地分析」、「周遊分析」、「日帰り・宿泊分析」については、「属性」「発地」を含めて分析(クロス分析)できるようにすること。

※宿泊分析については、単に日帰りか宿泊かだけでなく、「A市B地点の来訪者のうちA市に泊まった人数」や「〇月〇日のA市宿泊者数」が分析できることが望ましい。

※共通基準に基づく場合、データ取得の対象となる移動は片道の移動距離が一定以上の場合とされているが、この場合祭り等のイベントによる近隣住民の人流データの把握ができないため、データ取得の対象となる移動距離の切り替えができることが望ましい。

- ・その他、当該人流データが利用可能な分析機能等について、その使い方(有効性)や留意事項を含めて提案書に記載すること。

(8) データのダウンロード

各データについて、CSV形式でダウンロードができるようにすること。

(9) 利用開始日及び利用期間

契約締結後概ね1ヶ月を目途にシステム利用を開始できるようにすること。

なお、期間はシステム利用開始日から本契約が終了する日までとする。

(10) 各市町等への対応(追加アカウント付与)

県で契約を結んで人流データを使用できるようにした後で、県内で希望のある各市町等(最大56各市町等)に有償にて追加でアカウントを取得して、県と同様に分析を行うことを可能にすること。

なお、追加アカウント取得に係る単価は、原則5万円(税抜)/1各市町等とし、別途各市町等契約のうえ費用を求めるものとする。単価に変更がある場合は、提案書で示すこと。

※県とは追加アカウントを除いた費用にて契約するものとする。

※参考：令和7年度追加アカウント費用：5万円(税抜)/1各市町等
令和7年度追加アカウント数：11

※各市町等の数は、年度途中での追加・削除があることから前後します。

【② 導入促進及び活用支援】

(1) 概要

人流データを活用する各市町等との参画(契約)を増やすための導入促進策を講じるとともに、導入後の人流データの活用支援策を講じること。

(2) 導入促進策について

これまで、事前説明会等を開催のうえで、各市町等における人流データ活用の参画を募っていたが、令和6、7年度とも、有償での各市町等における追加ア

カウントは 11 であった。データに基づく観光施策の推進のためには、人流データは有効な手段の 1 つと考えられることから、各市町等の参画を促す効果的な内容を実施すること。

例えば、以下の内容が考えられるが、記載の内容にかかわらず、具体的に提案すること。

○人流データ導入促進のためのガイダンスの開催

○各市町等への分析データの提供等

また、各市町等の参画数については、実現可能な目標設定を行い提案するとともに、目標達成に向け対応策を講じること。

(3) 活用支援策について

県及び導入する各市町等において人流データの活用が進むよう、支援策を実施すること。

例えば、以下の内容が考えられるが、記載の内容にかかわらず、具体的に提案すること。

○初任者向け等勉強会

○伴走支援

※開催形式は問わないが、初任者向けの勉強会や伴走支援などは対面での実施が望ましい。

(4) 問い合わせ業務等

上記、②(2)、(3)にかかる、問い合わせを受けた場合は真摯に対応すること。

また、その内容を県に報告すること。

※ガイダンス、勉強会等を開催する場合の留意事項

企画、開催案内、募集、当日運営まで一貫して行うこと。

対面での実施については、県の庁舎（地域庁舎含む）を活用することも可能であり、この場合は、県が会場を確保する。

会場は、Wi-Fi 等の通信環境がない点を留意すること。

【③ 分析レポートの作成及び人流データの見える化】

(1) 概要

導入する人流データを活用した分析を行うとともに、人流データを三重県観光統計データサイトに掲載するよう Tableau ダッシュボードを作成すること。

(2) 分析レポートについて

a) 人流データを活用した月次分析

人流データの分析内容としては、「来訪地分析」、「発地分析」、「属性分析」、「周遊分析」、「日帰り・宿泊分析」を含むこととするほか、当該人流データが利用可能な分析機能や、把握できる内容をもととする効果的な分析を毎月行うこと。

また、可能な範囲で、県内地域別の分析や他都道府県との比較分析なども行

うこと。

b) 人流データを活用した各種分析(1回)

人流データの有効性について、令和6年、7年、8年のデータを月別に調査分析すること。分析にあたっては、本県の観光レクリエーション入込客数推計や観光庁の宿泊旅行統計調査の他、事業者が独自に所有するデータとの比較分析を行うなど、総合的な観点から分析すること。

c) 生成AIプロンプトの活用

県及び導入する各市町等において、人流データを独自に分析ができるよう、生成AIにかかるプロンプトを提供するとともに、操作手順について示すこと。

(3) 人流データの見える化

「①人流データの導入」等について、三重県観光統計データサイト (<https://www.tourism-statistics.pref.mie.lg.jp/>) へ掲載する。

これらについては、「三重県観光統計データ」サイトで見える化できるように Tableau ダッシュボードを作成し、ワークブック(.twbx)及びデータソース(excel)で本県に提供(本県は、Creator ライセンスを既に有している)すること。

権利等の都合で見える化できる範囲が限られる等がある場合については、提案の際に説明すること。

【④ その他】

その他、目的に資する内容について、必要に応じて提案すること。

4 納入成果物

納入すべき成果物は以下のとおり。

納入を求める成果物	形式	納入の期日
完了報告書	A4版 (Word、PDFファイル)	令和9年3月29日(月)
③(2)分析レポートにかかる実施した内容等	A4版及び電子媒体 (Power Point もしくは Wordファイル及びPDF ファイル)	令和9年3月29日(月) ただし、人流データに係る月次報告 については当該月の翌月末(※1)ま で ※1: 2月分は3月29日まで。 3月分は不要
③(3)人流データ等の見える化	電子媒体 (twbx、excel)	令和9年3月29日(月)

5 その他

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (7) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (8) 受託者が（7）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (9) 障がいを理由とする差別解消の推進
受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。